

2022年9月20日

地方独立行政法人東京都立病院機構

理事長 安達 立美 様

都庁法人労組都立病院機構支部

支部長 奥山 領華

地方独立行政法人都立病院機構労組

執行委員長 千葉 かやと

## 看護師処遇改善手当に関する解明要求書（案）

日頃から都民・患者サービスの向上と職場改善のため努力されていることに敬意を表します。

令和4年度診療報酬改定において、本年10月以降看護職員を対象に収入を3%程度引き上げる処遇改善の仕組みが創設され、貴本部より「看護師処遇改善手当の新設について（案）」の提案を受けました。

つきましては、下記の解明要求書を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

### 記

#### 1 支給対象から都立がん検診センターを除外したのはなぜか

都立がん検診センターに勤務する看護職員も、法人職員として都民医療の一角を担っていることには変わりはありません。手当が創設された時期に対象にならない職場で勤務していることを理由に、給付対象から外すことは不合理だと考えます。

#### 2 支給対象からコメディカル・看護補助者を外したのはなぜか

厚生労働省の資料では、医療機関の判断で、「看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の改善措置の対象となるコメディカル」として言語聴覚士、歯科衛生士、保育士等「医療サービスを患者に直接提供している職種」として整理されています。コメディカル・看護補助者も法人職員としてコロナ医療を提供する病院を支えてきました。医療機関の判断で支給対象を決定できるのですから、法人が財源を確保しコメディカル等も支給対象に含めるべきと考えます。

#### 3 手当額について、厚労省では3%程度（月額平均12,000円相当）とされている。今般、提示された手当額は11,400円であり、600円少ないのは何故か。

#### 4 賞与の算定には反映しないとしているのは何故か。超過勤務手当の支給額には算定されるのか。